

朝倉氏戦国大名化の過程における

「鞍谷殿」成立の意義

松原 信之

一. はじめに

約三〇年前前に「鞍谷庄と鞍谷氏⁽¹⁾」について発表した論稿も、当時は研究も浅く十分な論旨を展開できなかった。しかし、その後、朝倉氏の戦国大名化の過程を研究する中で鞍谷氏(鞍谷殿)の存在意義の重要性を認識するに至ったため、改めて鞍谷氏について稿を起すことにした。なお、稿を草するに当たって、その前提となる朝倉孝景の戦国大名化の過程について、まず、以下で概述しておきたい。⁽²⁾

二. 朝倉孝景の「戦国守護」化と斯波氏の動向

長祿合戦を勝利に導き、守護斯波氏・守護代甲斐氏をも凌駕して幕府内でも強い発言力

を保持するに至り、応仁の乱を契機に一人国領主層から一躍にして戦国大名化の道を歩むこととなった孝景は、当時すでに衰亡期に入っていた室町幕府守護体制の中でも、幕府將軍の権威に依存した守護職にこだわらざるをえなかったのは当然のことであった。そこで問題となったのが、文明三年(一四七一)の孝

景の越前国守護職補任状で、その真偽は学界でも種々問題とはなった。しかし、越前国守護職補任の御内書と管領副状の二点が、近年、発見された「朝倉家記」所載文書の中に収載された八点の支証文書のうちに存在している、応仁・文明の大乱中に西軍で活躍した孝景が、東軍からの勧誘で東軍へ寝返る過程で発給されたことを前提にして総合的に検証すると、この二点のみを直ちに偽文書とするには不自然となる。ただ、当時の門閥斯波氏による伝統的な越前国守護職世襲を当然とする世相から、孝景のような身分が一躍にして守護に就任することなどありえないという前提に左右してか、孝景の守護職補任はなおも容認されず、精々「守護代」格であったとされた。従って、御内書に示す「越前国守護職

事、任望申之旨訖」の趣旨を、改めて視点を

元来は將軍足利氏の上意によって決定されていた守護職任命も、当時、すでに管領の細川勝元の専権に左右され、越前守護の斯波氏が弱体化する中で長祿三年(一四五九)の斯波義敏の家督罷免から以後の約八年間に義敏方と義廉方との間で家督は転々と再任改替が繰り返された。このような越前守護職自体の権威が益々失墜する過程で孝景の越前守護職補任の問題が浮上したと考えるべきであろう。越前の統治能力を失っていた斯波義敏を見限っていた勝元は孝景の強い要望に期待を掛けたのであろう。恐らく密約として一代限りの守護職を孝景に委任させたのも、斯波方のいう勝元の「策略」であった。孝景の東軍への強引な勧誘工作に対し、早くから東軍帰属を決意していた孝景が二年有余にわたって明確な態度を示さなかった背景には、この御内書に示されている「望み申すの旨」、すなわち、孝景が東軍へ帰属するため要求していた条件が整わなかったからであろう。

孝景が密かに要求していた第一の条件こそ

「守護職」にこめられた守護公権行使の許可であったと思われ、密々の委任状に等しい文面から考察すると、御教書による正式な守護職補任状ではなく御内書による発給であったことも理解される。孝景が第一に望んだ「守護公権」とは、將軍家よりの半済の実施の許可であったが、これは東軍に帰属して越前平定に乗り出した直後の同四年八月末に実現し、早くも朝倉は「守護分」になったと噂された。このように守護公権の行使と武力でもって越前を平定してしまつた孝景の主権は、当時すでに上意でも代替できない下剋上の時勢となつていたのである。

斯波義良・義孝ら反朝倉陣営との対陣中の文明十三年七月二十六日、孝景が五十四歳で亡くなり、一時、朝倉方は危機に直面したが、嫡男氏景を中心とした朝倉一族の団結によつて勢力を挽回して孝景の死後二か月にして九月十五日の合戦で完勝すると、反朝倉勢を悉く国外に追放して朝倉による国中の嚴重な成敗のもと以後百年の朝倉氏の基盤を確立した。⁽⁴⁾しかし、幕府は氏景の実質的な越前支配を認めざるをえなかつたとしても、孝景の守

護公権行使の継承は認めなかつたとみるべきであろう。このため氏景は、文明十三年七月の孝景の死の直後の十月に美濃国守護代の斎藤妙純(利国)の調停によつて「斯波義廉之息(子息)」を名目的な主人に推戴して越前に迎え入れ⁽⁵⁾、氏景は形式的な守護代に収まつたが、従来の上意下達という室町守護体制は少なくとも越前では通用せず、孝景時代から始まつて氏景にも継承された「戦国守護」ともいふべき下達支配は越前ではすでに始まつていた。旧来の制度や因習が崩壊するなかで、従来の名門の守護を世襲させるといふ室町守護時代は、少なくとも越前では終焉を迎えたのである。

一方、旧越前国守護の斯波氏は、その後どのような経緯を辿つたのであろうか。文明の乱で東軍方と西軍方に分立した斯波義敏と斯波義廉のうち、大野郡土橋城に立て籠もつて孝景に抵抗した義敏は、文明七年(一四七五)十二月に土橋城が落居すると、孝景により京都へ送致された。一方、斯波義廉は応仁の乱が終息し始めた文明七年二月、斯波氏の守護領国のうち最も西軍勢力の強い尾張国へ下国

するが、同十年東軍の織田敏定が尾張へ入国した頃から義廉の動静は不明となる。代わつて、義敏の子の斯波義寛が尾張へ入国している。

三、擁立された斯波義廉の息「栄棟喝

食」(「含威寺殿」)

斯波義廉は始め山名持豊の女と婚約していたが、文正元年(一四六六)八月、將軍足利義政は持豊を諭して、その婚約を破棄させたという(『文正記』)。巨頭山名持豊と斯波義廉との結びつきを恐れてのことであった。その後、応仁か文明初年頃か、正室か側室かは別として孝景の女(氏景の姉)が義廉へ入室したらしい。とすれば、先の「斯波義廉之息(子息)」とは氏景の甥であつた可能性が高い。このように、義廉の息が越前に迎えられるのも生母が孝景の息女であつたからである。⁽⁶⁾延徳二年(一四九〇)五月、越前に下向した歌人正広⁽⁷⁾が、七月二十三日、板倉備中入道宗永⁽⁸⁾所で右兵衛佐義廉の子息「栄棟喝食」と対面して歌会を催しており、『雑事記』延徳三年六月晦日条にも「洪川殿―義廉―越前

息」とあることなどから「義廉息」が在越していたことは明らかであった。

応仁・文明の大乱以来、六角高頼によって押領されていた寺社領・諸庄園の回復を望む幕臣や公家・寺社の本所らの要求を入れて、長享元年（一四八七）八月、將軍足利義尚は六角氏征伐のため近江へ出陣した。この時、將軍の命に応じて尾張から出陣した斯波義寛は、越前国の「朝倉進退」について將軍に訴え朝倉氏と相論になった。これが長享の相論である。この相論で細川政元が示した調停案に対して斯波義寛方の守護代の織田敏定は幕府に反駁書を提出、これに対して朝倉方もこれに逐一反論する九か条の上申書（朝倉光玖の詞書）を幕府に提出したが、結果は斯波方の強い不満を残しながらも一応治定した。延徳元年（一四八九）に將軍義熙（義尚より改名）が死去すると、次の將軍足利義材（義種）も、前將軍の意志を継承して再び近江出陣を強行した。これに先んじて朝倉の越前進退が再び問題となり、翌四年二月、近江出陣が一段落した後、越前国の進退が再び問題となった。これが延徳の相論である。⁶⁾

この延徳の訴訟で、幕府方から朝倉氏に提示された調停案の「武衛への参仕」が最大の問題となったが、斯波義寛への参仕を絶対に容認できない朝倉方は、すでに擁立していた斯波義廉の息への参仕をもつて条項遵守を主張したものと思われる。「諏訪神左衛門代替儀礼覚書⁶⁾」の中に「明応六年（一四九七）十一月廿六日、かんさう寺殿御多ほし御香形にてめされ候、名御太刀にて御礼可申上由被仰候て、御礼申上候人数次第、前波豊前守・桜井新左衛門尉・神左衛門尉・山崎長門守・小泉藤左衛門尉・則御つほねへめされ御盃被下、ことに御ふくくたされ候、……明応書付者我等祖父自筆判形二候、かんさう寺殿と申ハ武衛之御事候、」の記述がある。この「かんさう寺殿」こそ、先の越前在住の斯波義廉の息「榮棟喝食」のことで、名目的守護「かんさう寺殿」への参仕の儀式、すなわち、条項に示された「武衛への参仕」の条件を示唆するものではなからうか。

この「かんさう寺殿」の「がんさう寺」とは、一乗谷外の阿波賀に存在した曹洞宗宏智派の「含蔵寺」のことと思われ、ここが朝倉

氏に擁立された斯波義廉の息の屋形となったらしい。文明十四年閏七月三日昼に「朝倉館一乗大焼亡、……但屋形并朝倉城ハ無為⁶⁾」とあるが、「朝倉城」は山上にあり、「屋形」は朝倉館から遠く離れた阿波賀の含蔵寺にあったからこそ両所とも「一乗大焼亡」からは無事であった。

なお、曹洞宗宏智派は曹洞宗の一派でありながら、臨濟宗五山派と深く結び付き宗勢は一時で局的ではあったが、越前、特に朝倉氏の保護を受けて隆盛となり、結局、朝倉氏の滅亡とともに衰滅した宗派である。宏智派は初め北条氏の庇護を受けて鎌倉諸五山で発展したが、北条氏の滅亡後は京都五山を中心に活動を開始し、越前出身の別源円旨が朝倉氏を檀越として康永元年（一三四二）越前足羽郡安居に弘祥寺を創めたことにより越前でも宏智派布教の基礎が築かれた。その後、別源は五山派の南禅寺に迎えられ、次いで貞治三年（一三六四）六月、建仁寺に入寺して寺内に洞春菴を創めるが、別源の法嗣、玉岡如金も寺内に新豊菴を建てると、両菴とも京都における宏智派の重要な拠点として繁

榮し、同派から諸五山に登住する者も続出した。

長享元年（一四八七）、竺源知齋が遊訪した合藏寺は建仁寺洞春院末寺であったが朝倉の本願檀那ではなかった。しかし、応仁の乱以来、常に朝倉を援護する立場にあったらしい。延徳三年の斯波氏と朝倉氏との間の越前支配をめぐる訴訟の中で、朝倉懲罰のことが起こると、朝倉氏と関係の深い合藏寺も懲罰が噂されたが、当時は「公界所」（一種の治外法権の地域）であるから無事だとされた。従って、斯波義廉の息「栄棟喝食」を合藏寺に入寺させたのも、このような「公界所」という特殊な権限を有した寺であったからであろう。

四 鞍谷庄と鞍谷氏

旧武生市（越前市）の東部、味真野の池泉町に鎮座する味真野神社は鞍谷氏が居館したとされる鞍谷館跡で、現在も境内の一部に往時の館跡の土塁の一部を残している。⁶⁴「城蹟考」には「鞍谷館跡 將軍義持甥嗣俊代々居之 時人鞍谷御所ト称」とあるが、鞍谷氏は

鞍谷庄の庄名に由来する。鞍谷庄は気比庄（旧丹生郡朝日町）・一品勅旨田（旧坂井郡丸岡町）とともに平安末期には八条院領として見え、鎌倉末期には後宇多院の庁分に編成された大覚寺統の庄園であった。その庄域は、正保三年（一六四六）の「越前国知行高之帳」に記載される「今南東郡鞍谷村」に相当し、鞍谷川の谷口に位置する池泉村から余川村・檜尾谷村を含めた地域一帯であったと考えられる。

鞍谷氏は足利義満の子、義嗣が上杉禪秀の乱に連座して応永二十五年（一四一九）正月に自殺し、その子の嗣俊が越前に逃れ鞍谷に住した子孫というが、朝倉時代の鞍谷氏との関連は不明である。「城蹟考」には池泉村に「鞍谷館跡」と「本丸跡」の二か所に分けて並記されているが、遺構規模や位置などから両者は同一の城館跡であることが判明した。この「本丸跡」と「斯波義敏」居城地とし背後の山を「武衛山」と称することからも斯波氏に關係した城館跡であることは事実としても、朝倉孝景と敵対關係にあった斯波義敏居城地とは考えられない。従って、当初は朝倉

孝景が擁立した斯波義廉の子孫が「鞍谷殿」と称され、居館した屋形を「鞍谷御所」と呼んだと推考したが、現在は、いささか論稿を変えざるをえなくなった。

五 斯波鞍谷氏より「鞍谷殿」へ

ところで、越前斯波氏については、奥州斯波郡の出自とする『奥州余目記録』に記載される文明初年の書札に「越前ニハ武衛様御一家、斯波殿・仙北殿・五条殿・末野殿へハ謹上書候」とあるが、「武衛様御一家」を斯波義廉（その息「栄棟喝食」とすれば、「斯波殿」こそ文明六年五月七日付「斯波政綿（四郎三郎）神領寄進状」で「与河郷之内御神領栗林」神田を「往古之旨」に任せて安堵した「斯波四郎三郎政綿」と考えられる。すなわち、与河郷（鞍谷庄内）は朝倉街道と池田・美濃道（府中より美濃国へ）とが交差する交通の要衝に位置しているが、「斯波四郎三郎政綿」は守護斯波氏時代からの与河郷代官と判断される。⁶⁵

延徳二年（一四九〇）三月十五日に次のような禁制を「倉谷靈泉寺」に下付されている。

禁制

一 草木伐採事

一 殺生之事

一 狼藉之事

延徳二年庚戌年

義俊(靈形)
朱印

三月十五日

倉谷

靈泉寺

「倉谷靈泉寺」は池泉村曹洞宗靈泉寺(村
国興禪寺末寺)のことで鞍谷氏の菩提寺であ
り、「義俊」は、「斯波四郎三郎政綿」の子
で、鞍谷に居館を移して鞍谷氏を称したと考
えられるが、鞍谷氏は池田氏らとともに遅く
まで朝倉氏に対する抵抗勢力であった。そこ
で、これらの勢力を朝倉方へ取り込むべく、
僧籍にあつて嗣子のない斯波義廉の息「栄棟
喝食」(含蔵寺殿)を名目的な守護分としな
がらも、「武衛」の名跡のみを同族の鞍谷氏
に継承させ、一定の独自の支配権を認めるこ
とによつて、「武衛」家の実名「義俊」も称
することとなつたのではなからうか。ここに
鞍谷氏は「鞍谷殿」、屋形を「鞍谷御所」と

尊称されるようになり、池田氏など鞍谷近辺
の旧守護家被官層や国人層も「鞍谷殿」に従
属して、間接的に朝倉氏の支配下に入ったと
思われる。

このような経緯は、斯波義廉系の代表的な
被官の板倉氏の随臣関係にも見られる。応仁
二年(一四六八)と推定される三月廿日付三
輪殿宛の「朝倉光玖書状案」に「御屋形様(斯
波義廉)」の意を奉じた返状を朝倉光玖に発
給したのは「板倉大和方」であるが、『晴富
宿禰記』文明十一年五月二十七日条に「小原
者板倉被官、板倉者斯波義廉被官」とあるよ
うに、板倉氏は斯波義廉の根本の随臣であつ
た。先にも述べた「松下集」でも板倉備中入
道宗永が「義廉息」とともに越前に在任して
るが、「武衛」の名跡継承とともに板倉氏も
鞍谷氏へ転身したことは明らかで、「大滝寺
寺庫収納田数帳」の末尾に元龜元年(一五七
〇)頃と推定される「巻数之事歳暮分」とし
て送給された「巻数」の宛先名に「鞍谷殿」
とともに「板倉式部殿」が見えることなどか
らも知られる。

「鞍谷殿」に関する初出史料は文龜元年(一

五〇二)四月廿九日付「府中奉行入連署状」
で、「鞍谷殿」知行所とされる府中西隣の
「太田保内けいけん院領并名河分事」につい
て鳥居与一方と訴訟となつている。また、鞍
谷庄に東隣する池田庄の土豪の池田氏を検証
する中で、池田氏と鞍谷殿との関係も明らか
となつた。池田氏は池田庄の土豪として歴代
の官途(通称)を「勘解由左衛門尉」を世襲
する府中在住の守護代々の一人であつたか
ら、朝倉孝景の越前平定にも服従せず、やが
て「鞍谷殿」と主従関係を結んだものと考え
られる。池田町月ヶ瀬の上島孝治家文書の池
田氏関係文書の中に伝来する月ヶ瀬・常安両
村持ちの薬師・白山両堂に対する三点の寄進
状・安堵状には袖花押・裏花押を署判した同
一人物が確認されるが、花押から判断して朝
倉氏発給の文書ではない。ところで、代々両
村の地下預かりであつた永祿九年(一五六
六)の「地下証文預状」に「三つう御上様之
御判」・「三つう 池田殿」などと記載され
る冒頭の「三つう 御上様之御判」の証文こ
そ、袖花押を署判する三点の安堵状・下知状
を指し、袖花押を署判できるような人物は一

般に身分が高く、将軍家か少なくとも守護家格以上の人物であるのが普通であるから、「御上様」とは、池田氏よりも上級の支配者、恐らく「鞍谷殿」のことであろう。天文十九年（一五五〇）二月廿八日付「稻荷大明神年中行事次第」の一節に「三 せつく小守、くら谷殿、池田殿両より御下行」とあり、また、

文亀元年（一五〇一）霜月十三日付の日野宮大明神への「山林寄進状」にも「北者土居おさかい、くら谷殿御地行分也」とあり、池田庄内には鞍谷氏の知行所があったことも知られ、朝倉時代前期には鞍谷氏の支配権が池田庄にも及んだが、後に「鞍谷殿」が朝倉氏被官化とともに、池田氏も朝倉氏に服従していったと思われる。

ところが、近年、佐藤圭氏は「鞍谷氏」について新しい見解を発表された。⁶⁴『上杉文書』（『大日本古文書』）の中に伝来する二点の「斯波新三郎政綿書状」の原本を検証した結果、この「斯波新三郎政綿」の花押と、先の上高孝治文書の「鞍谷氏」なる人物の袖花押と一致することを発見し、「斯波新三郎政綿」を「鞍谷氏」と判断された。とすれば、

时期的に推考して斯波義俊の子で「斯波四郎三郎政綿」の孫であろうか。新三郎政綿は祖父の四郎三郎政綿の実名を襲名したことになる。以後、この「鞍谷氏」の確実な史料は確認されない。

六、朝倉氏の被官化した鞍谷氏

なお、壬生本「朝倉家譜」によれば、朝倉貞景の四女が「藏中女中」とあり、鞍谷氏の内室になっており、さらに朝倉義景の側室には「鞍谷氏ノ類葉」小宰相局を迎えて嫡男の阿君を生んでいるから、朝倉氏との婚姻関係から朝倉後期になると鞍谷氏も朝倉氏と臣従関係を結ばざるをえなかったであろう。従って、朝倉宗滴が総大将となり天文二十四年（一五五五）に加州へ出兵すると鞍谷氏もこれに従軍しているが、朝倉義景滅亡後も鞍谷氏は存続し、天正十年卯月十四日付・同年六月五日付の鞍谷民部少輔・諏方三郎兵衛尉宛二通の「佐々成政書状」の伝来から、鞍谷氏は佐々成政の家臣に転身したらしい。⁶⁵

注記

- (1) 松原信之「朝倉雑録」（福井県地域史研究）8号 一九七八年
- (2) 「朝倉孝景の戦国大名化（戦国守護化）の過程について」の詳細については、別稿に譲ることとしたい。
- (3) 「福井市史」資料編2 古代・中世に収載。
- (4) 「大乗院寺社雑事記」文明十三年九月二十四日条。
- (5) 「大乗院寺社雑事記」文明十三年十一月四日条に「屋形治部大輔義康息八十日可入国云々」とある。
- (6) 『宗滴夜話』の追補記事に孝景の子女に「上様 倉谷殿」とあるが、「上様」とは女子を指し、「倉谷殿」とは、今立郡鞍谷庄に居住して「鞍谷御所」と尊称された斯波義廉の系譜を引く鞍谷氏のことと思われるから、「倉谷殿」に嫁した「上様」が氏景の姉とすれば、「倉谷殿」とは、その年齢から推算して越前鞍谷氏の始祖の父となる越前国守護斯波義廉と勘考される。松原信之「朝倉氏女系譜」（『福井県史研究』第12号 県史編さん室 平成6年3月参照）。
- (7) 「松下集」（『福井市史』資料2、中世編年史料 五九七号）。
- (8) 松原信之「朝倉貞景と斯波義興との越前国宗主权をめぐる抗争について」（『若越郷土研究』二の六 昭和五十一年二月）。
- (9) 「諏訪公一家文書」（『福井県史』資料編3）。
- (10) 「大乗院寺社雑事記」文明十四年閏七月十二日条。
- (11) 「河春菴別源禪師定光塔銘」（『五山文学新集』4 卷所収）。
- (12) 「萬含藏寺次竺源老人韻」（『幻雲詩藁第二』『続群書類従』13輯上）。
- (13) 『蔭涼軒日録』延徳三年十月二十六日条。

- (14) 昭和初年に詳細に調査された「福井県史跡勝地調査報告」に採録されており、中世戦国期の最も典型的な城館形式と伝えている。上田三平著「越前及若狭地方の史蹟」参照。
- (15) 八条院とは鳥羽天皇の皇女で母は美福門院藤原得子、後に二条天皇の准母の儀をもって「八条院」の院号が宣下された。父母の死後、「八条院」に莫大な所領が譲られ「八条院領」と称され、女院の没後、遺領の大部分は同内親王に伝えられた。鎌倉末期の「昭慶門院(後宇多天皇皇女 御領目録)」「竹内文平氏所蔵文書」「福井県史」資料編2)に「庁分」として「鞍谷」が見える。
- (16) 鞍谷館跡は池泉村にあるから、「今南東郡鞍谷村」と池泉村に挟まれた余川村・楡尾谷村も旧鞍谷庄域であったと思われる。なお、「今南東郡鞍谷村」は元禄十三年(一七〇〇)の「郷帳」からは入谷村・中居村・養脇村の三か村に分村した。
- (17) 江戸期に一般に流布していた「鞍谷氏系図」
- (18) 「越前国城蹟考」(杉原・松原共編「越前若狭地誌叢書」上巻所収。「城蹟考」と略記す)には、「鞍谷館跡 將軍義持甥嗣後代々居之、時二人、鞍谷御所ト称ス、池泉村ヨリ南方在」。本丸跡 斯波義敏 池泉村ヨリ巽方村際、右武衛山之萃、東西九十間余、南北六十間、高一丈計之所、四方幅三間計堀土居、其外大手口裏門口之形有之」と二か所に分けて記載している。
- (19) 前出の注(1)「朝倉雜録」○鞍谷庄と鞍谷氏)「福井県地域史研究」8号)参照
- (20) 「続々群書類従」所載「余目氏旧記」
- (21) 「仙北殿・五条殿・末野殿」のうち、「仙北殿」は府中の西南に隣接する千福村(旧武生市)に土着した千福氏のことと思われ、「大滝寺寺庫収納田数帳」の末尾に記載される「巻数之事歳

- 暮分」の送付先のうち「朝倉殿」・「鞍谷殿」・「千福殿」の三人に対してだけは最も丁寧な箱巻数を進上していたことから、特別の家格を誇った斯波氏の一族であることを窺わせる。
- (22) 「末野殿」とは、丹生郡末野谷に土着した斯波氏の一族の立神氏のことと考えられ、「城蹟考」に丹生郡末野谷寺村(旧宮崎村)に立髪兵庫頭や兵庫家来の細川武兵衛屋敷跡 同郡末野谷上野村に兵庫頭弟立髪権之助屋敷跡が記載されるのが立神氏一族であろう。
- (23) 「大滝神社文書」一・二二号(「福井県史」資料編6)
- (24) 「斯波政綿」については、『親元日記』寛正六年(一四六五)三月二十八日条により「斯波四郎三郎政綿」と知られる。
- (25) 「大滝神社文書」(「福井県史」資料編6)の九号「大滝寺寺庫収納田数帳」の末尾に「巻数之事歳暮分」として「巻数」を送付した宛先名の中に「和田宗右衛門尉殿 与川代官」があり、朝倉時代には確実に与川代官が配置されていたからである。
- (26) 越前市池泉町靈泉寺蔵。
- (27) 「越前国名蹟考」(「文安二年(一四四五)乙未、春屋開基。斯波義俊菩提所。影像位牌判物有之。義俊法名靈泉院殿隣溪舜徳大居士と号す。寺院縁起」
- (28) (応仁二年)三月二十日付「朝倉光玖書状案」(「醍醐寺文書」『福井県史』資料編2)
- (29) 「大滝神社文書」九号(「福井県史」資料編6)
- (30) 「鳥居家文書」(「一乗谷朝倉氏遺跡資料館所蔵、佐藤圭」一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要」一九九八年参照。
- (31) 「池田氏」については、松原信之「越前池田庄と池田氏」(「福井県地域研究」第10号 平成元年)参照。

- (31) 「上島孝治家文書」(「福井県史」資料編6)
- (32) 「須波阿須疑神社文書」(「福井県史」資料編6)
- (33) 「日野宮神社文書」(「福井県史」資料編6)
- (34) 佐藤圭「戦国期の越前斯波氏について」上・下(「若越郷土研究」45の4・5)
- (35) 心月寺本「朝倉系図」では「鞍谷形部大輔副知妻女」とある。
- (36) 小宰相の局は永禄四年(一五六二)三月に死没し、嫡男阿君も同十一年三月二十五日に毒殺されたらしい。
- (37) 思想本「始末記」では「加州出兵 大将ハ敷地山、蔵谷衆ハ大聖寺、市史本「始末記」では「加州出兵 蔵谷刑部大輔晴政」とある。
- (38) 「佐野てる子家文書」(「福井県史」資料編3)